

左京区防災資機材等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災力の強化を図るため、京都市自主防災組織推進要綱に基づき設置された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）を対象とした防災資機材等整備事業（以下「整備事業」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付対象となる防災資機材等は、自主防災組織が活動上必要なもので、別表に掲げるものとする。

- 2 前項に定める整備事業であっても、営利、宗教、政治を目的とした活動を併せて行う場合は、補助金を交付しない。
- 3 整備した防災資機材等は、自治会加入の有無にかかわらず、使用できるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、整備事業を実施するために必要と認められる費用で、毎年度整備事業に関する予算の範囲内において交付するものとする。

- 2 前項の規定により一の年度において一の学区が交付を受ける補助金の額は、100,000円を超えることができない。ただし、左京区長（以下「区長」という。）が認める場合はこの限りでない。
- 3 複数の学区が協力して活動する場合は、前項に規定する額にそれぞれ当該活動に参画する学区の数を乗じた額以内で交付することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は、交付の対象外とする。
 - (1) 事務所等の備品及び維持経費
 - (2) 一般的な価格（小売店などでの販売価格）から大きく逸脱した高額な経費
 - (3) その他区長が適当でないとする費用

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、区長が指定する期間内に、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 避難所運営マニュアル（区長が指定する項目を更新したもの）
- (2) 事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (3) 事業補助金収支予算書（第2号様式）
- (4) 見積書の写し及びカタログ等（防災資機材等の内容及び金額が分かる書類）
- (5) その他区長が必要とする書類

(交付の決定及び標準処理期間)

第5条 区長は、前条に規定する区長が指定する期間の終了後、30日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

2 区長は、交付を決定したときは、事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付を決定したときは、事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、それぞれ当該団体に通知する。

（変更等の承認の申請）

第6条 条例第11条第1項第1号及び第2号による補助金事業等の内容若しくは経費の配分の変更又は中止に係る市長等の承認の申請は、事業計画変更・中止承認申請書（第5号様式）により、行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より効率的な補助目的達成に資すると考えられる場合
- (2) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

3 区長は、前項の規定による申請があった場合において、これを審査し、適当と認めるときは、これを承認し、その旨を交付決定団体に事業計画変更・中止承認通知書（第6号様式）により通知する。また、承認しないときは、その旨を交付決定団体に事業計画変更・中止不承認通知書（第7号様式）により通知する。

（事業完了の届出）

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が終了した後、速やかに次の各号に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 事業実績報告書（第8号様式）
- (2) 事業補助金収支決算書（第9号様式）
- (3) 領収書の写し
- (4) その他区長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第8条 区長は、前条の規定による報告があった場合において、適当と認めるときは、事業補助金交付額決定通知書（第10号様式）により通知し、補助金を交付する。

（補助金の概算払）

第9条 交付決定団体は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、事業補助金概算払請求書（第11号様式）を区長に提出しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

防災資機材等購入品目一覧表

ア 防災資機材

分 類	品 目
避難所運営資機材	バケツ、発動発電機、投光機、懐中電灯、車椅子、防水シート（ビニールシート）、携帯用無線通信機（トランシーバー）、ハンドマイク、携帯ラジオ、防災倉庫・防災用品保管庫（工事費用を除く。）、鍋・釜、カセットコンロ、ポリ容器、簡易ベッド、携帯トイレ・簡易トイレ、凝固剤、マット、テント、毛布、ヘルメット、救急箱その他区長が必要と認める資機材

イ 備蓄物資

食料品 飲料水 日用品	アルファ化米、クッキー、ビスケット等の食料品（賞味期限が5年以上のものに限る。） 乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク ペットボトル又はアルミ缶の容器に入った飲料水（賞味期限が5年以上のものに限る。） トイレットペーパー、歯ブラシ、紙おむつ、生理用品等の日用品 その他区長が必要と認める備蓄物資
-------------------	--

第1号様式（第4条関係）

事業補助金交付申請書

(宛先) 左京区長	年 月 日
住所（主たる事務所）	団体の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

左京区防災資機材等整備事業補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

団体の概要	構成団体	<p>※ 会員名簿、役員名簿を添付してください。</p> <p>※ 団体の規約やその他団体についての資料等があれば添付してください。</p>
事業計画	事業の概要	<p>※具体的な内容を詳細に記述してください。</p>

第2号様式（第4条関係）

事業補助金収支予算書

(宛先) 左京区長	年 月 日
住所（主たる事務所）	団体の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

左京区防災資機材等整備事業補助金交付要綱第4条第1項第3号の規定に基づき、収支予算書を提出します。

	項 目	金額（円）	内 訳
収入			
	合 計		
	項 目	金額（円）	内 訳
支出			
	合 計		

第3号様式（第5条関係）

京都市指令左地第 号
年 月 日

様

左 京 区 長

（担当：地域力推進室総務・防災担当）

事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった左京区防災資機材等整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 事業名

2 交付予定金額 円

3 交付の条件

- (1) 事業の変更又は中止をしようとするときは、区長の承認を得なければならない。
- (2) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、事業実績報告書を提出しなければならない。なお、特に必要があると認めるときは、事業の終了前に、補助金の全額を概算払いすることができる。
- (3) 次の事項に該当すると認められる場合は、補助金の交付金額の全額又は一部を返還しなければならない。
 - ア 不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
 - イ 補助金の交付対象事業以外の目的に補助金を使用したとき
 - ウ 補助金交付要綱第6条第3項の規定により、変更又は中止の承認を受けたとき
 - エ 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
 - オ 補助金交付要綱に定める規定に違反したとき

第4号様式（第5条関係）

京都市指令左地第 号
年 月 日

様

左 京 区 長

（担当：地域力推進室総務・防災担当）

事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった左京区防災資機材等整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

不交付の理由

※ この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、左京区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び左京区長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第6条関係）

事業計画変更・中止承認申請書

(宛先) 左京区長	年 月 日
住所（主たる事務所）	団体の名称及び代表者の氏名 電話 ー

年 月 日付けで左京区防災資機材等整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、交付決定の通知を受けた事業の計画を、下記のとおり変更・中止したいので承認願います。

記

1 変更・中止の内容

2 変更・中止の理由

第6号様式（第6条関係）

京都市指令左地第 号
年 月 日

様

左 京 区 長
(担当：地域力推進室総務・防災担当)

事業計画変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請があった左京区防災資機材等整備事業補助金
交付要綱第6条第1項の規定に基づく事業計画変更・中止承認申請書については、下
記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

変更・中止の内容

第7号様式（第6条関係）

京都市指令左地第 号
年 月 日

様

左 京 区 長
(担当：地域力推進室総務・防災担当)

事業計画変更・中止不承認通知書

年 月 日付けで申請があった左京区防災資機材等整備事業補助金
交付要綱第6条第1項の規定に基づく事業計画変更・中止承認申請書については、下
記のとおり承認しないことを決定したので通知します。

記

承認しない理由

※ この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、左京区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び左京区長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第8号様式（第7条関係）

事業実績報告書

(宛先) 左京区長	年 月 日
住所（主たる事務所）	団体の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

左京区防災資機材等整備事業補助金交付要綱第7条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり、事業の実績について報告します。

記

交付決定日	
完了年月日	
事業費総額	円
事業の内容	
事業の成果	
課題等	

第9号様式（第7条関係）

事業補助金収支決算書

(宛先) 左京区長	年 月 日
住所（主たる事務所）	団体の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

左京区防災資機材等整備事業補助金交付要綱第7条第1項第2号の規定に基づき、収支決算書を提出します。			
収入	項 目	金額（円）	内 訳
	合 計		
支出	項 目	金額（円）	内 訳
	合 計		

第10号様式（第8条関係）

京都市指令左地第 号
年 月 日

様

左 京 区 長

（担当：地域力推進室総務・防災担当）

事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付け京都市指令左地第 号をもって交付を決定した左京区
防災資機材等整備事業補助金（以下「補助金」という）について、補助金交付要綱第8
条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

補助金交付額 円（概算払 円、精算払 円）

第 1 1 号様式 (第 9 条関係)

事業補助金概算払請求書

(あて先) 左京区長	年 月 日
住所 (主たる事務所)	団体の名称及び代表者の氏名 電話 ー

左京区防災資機材等整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、補助金の概算払を請求します。

交付決定日	年 月 日
交付予定額	円
補助金の請求額	円